

第1編 農業農村整備工事編

3. 週休2日交替制工事（発注者指定型）試行要領

（目的）

第1条 建設業では、若年者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が大きな課題となっている。担い手確保には、建設現場における労働環境の改善が必須であるため、週休2日（4週8休以上）の普及・定着に向けて、現場条件の制約や社会的要請等により、現場閉所が困難な工事においても、技術者及び技能労働者が適切に休日の確保ができるよう週休2日交替制工事（以下「週休2日（交替制）」という。）を試行する。

（定義）

第2条 週休2日（交替制）とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間^{※1}として、対象者^{※2}が「土曜日・日曜日」を問わず、交替制の勤務により4週8休以上の休日を確保するものをいう。

2 この要領において、週単位の週休2日（交替制）とは、対象期間内のすべての週毎で平均休日率^{※5}が1週間（月曜日から日曜日）のうち2日以上（2日/7日以上＝28.5%以上）であることをいう。

3 この要領において、月単位の週休2日（交替制）とは、対象期間内のすべての月毎で平均休日率が4週8休以上（8日/28日＝28.5%以上）であることをいう。

4 この要領において、通期の週休2日（交替制）とは、対象期間全体で平均休日率が4週8休以上（8日/28日＝28.5%以上）であることをいう。

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く

- ・ 準備期間
- ・ 後片付け期間
- ・ 夏季休暇（3日間）
- ・ 年末年始休暇（6日間）
- ・ 工場製作のみの期間
- ・ 工事事務等による不稼働期間
- ・ 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- ・ その他、受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間

なお、週単位（交替制）週休2日の場合において、対象となる週が1週間（月曜日から日曜日）に満たない週、発注者の指示による休日作業（同一週内での指示に限る）を行った週は対象期間から除く。

また、月単位の週休2日（交替制）において、対象者の従事期間のうち、発注者の指示による休日作業（同一週内での指示に限る）を行った日、暦上の土曜日・日曜日が含まれない月は対象期間から除く。

※2 対象者とは、元請け及び施工体制に組み込まれた技術者^{※3}及び技能労働者^{※4}で、非常勤（臨時）で従事する者は除くものとし、対象期間内で連続4週間以上従事している者とする。なお、交替要員を設定した場合は、交替要員は対象者としない。

※3 技術者とは、施工管理を行い直接的な作業を行わない「現場代理人」・「監理（管理）技術者」・「下請主任技術者」等をいう。

※4 技能労働者とは、建設工事の直接的な作業を行う労働者をいう。

※5 平均休日率とは、対象期間内に現場に従事した対象者全員の休日率^{※6}の平均値をいう。

※6 休日率とは、対象期間内に現場に従事した対象者の休日の取得率をいう。

※7 夏季休暇又は年末年始休暇は、工事の実態に合わせ取得するものとする。

（対象工事）

第3条 現場条件の制約等や社会的要請等により、現場閉所が困難な以下の工事の案件を対象とする。

- ① 工法等の制約により、連続施工が求められる工事
- ② 完成時期等の制約がある工事

ただし、以下の案件については対象外とする。

- ① 契約期間が50日未満の工事
- ② 現場閉所・交替制のいずれも困難な工事

（入札公告等への明示）

第4条 発注者は、入札公告において、「週休2日交替制工事（発注者指定型）」である旨を明示する。

（経費の計上）

第5条

当初積算における週休2日（交替制）に関する経費は、月単位の週休2日（交替制）を前提とした補正係数（別紙1の②）を乗じたそれぞれの経費（労務費、現場管理費率）を計上するものとする。

2 工事の精算にあたり、週単位の週休2日（交替制）を達成できた場合、補正係数（別紙1の①）に増額変更するものとする。

また、週単位の週休2日（交替制）及び月単位の週休2日（交替制）を達成できなかったものについては、補正係数を除き減額変更するものとする。

3 受注者は、月1回、対象者の休日確保状況を整理し、監督員に報告すること。

（工事成績評定における評価）

第6条 対象期間において、対象者全員の週単位の休日率が28.5%以上を達成できた場合、工事成績採点表 創意工夫の評価（監督員）における【働き方改革】において加点評価する。

なお、対象者全員の週単位の休日率が28.5%以上、週単位及び月単位の週休2日（交代制）を達成出来なかった場合でも、工事成績評定の減点が行わない。

（現場代理人の休暇）

第7条 現場代理人が休暇で現場に不在の場合は、受注者は、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保できる者を予め定めなければならない。

（施工計画書への明記）

第8条 第7条に基づき、受注者は、現場代理人が不在時の現場体制を施工計画書に明記することとする。

なお、下記資料を施工計画書に添付することとする。

・ 第7条に基づき定めた者の直接雇用が確認できる資料

（現場閉所への変更）

第9条 工事契約後、工事着手前に限り、発注者との協議によって、週休2日（交替制）から週休2日（現場閉所）に変更できるものとする。

なお、週休2日（現場閉所）に変更した場合、週休2日制試行要領 第1編 農業農村整備工事編「土日完全週休2日制工事（発注者指定型）」の試行要領 に基づき実施するものとする。

（その他）

第10条 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」※8が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。なお、掲示例等詳細については、以下のとおりとする。

【掲示の例・サイズ】A3横サイズ(297×420mm)

【入手方法】

- ・HPからダウンロードする場合

【三重県ダウンロードページ】

https://www.pref.mie.lg.jp/JIGYOS/HP/m0156500039_00002.htm

【三重労働局ダウンロードページ】

<https://jsite.mhlw.go.jp/mie->

roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/densisinsei_00001.html

- ・直接受け取る場合

【配付先】厚生労働省三重労働局労働基準部監督課

- ・郵送で受け取る場合

厚生労働省三重労働局労働基準部監督課まで連絡（059-226-2106）

※８ 建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和６年（２０２４年）４月１日から適用されており、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

附則 この要領は、令和７年４月１日から施行する。

附則 この要領は、令和７年７月１日から施行する。

【別紙 1 補正係数】

① 週単位の週休 2 日（交替制）

・ 労務費 ： 1. 0 2

・ 現場管理費率 ： 1. 0 3

② 月単位の週休 2 日（交替制）（4 週 8 休以上）

・ 労務費 ： 1. 0 2

・ 現場管理費率 ： 1. 0 2

③ 通期の週休 2 日（交替制）

補正なし

